

【2026年度】地震・大雨等の災害時の登校について

地震・大雨等に伴う休校や自宅待機の措置について、「新しい防災気象情報（警戒レベル）」に対応した基準を下記の通りとします。子供たちの安全確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 大雨・風水害時の対応基準（朝7時時点）

「朝7時」の時点で、藤沢市に以下の警戒レベル、または警報・特別警報が発令されている場合は、登校させずに自宅待機としてください。

① 河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する基準

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	自宅待機
-----警戒レベル4までに危険な場所から 必ず避難-----					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	自宅待機
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	通常登校※
警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	通常登校
警戒レベル1相当	早期注意情報				通常登校

* 1つの警報では通常の活動
* 氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報のうち2つ以上出ている場合は自宅待機

△ レベル3（警報）の注意点

大雨警報のみ、洪水（氾濫）警報のみなど、1つの警報だけの場合は通常の活動となります。

ただし、河川氾濫・大雨・土砂災害のうち、2つ以上の警報が同時に発令されている場合は、自宅待機させ、学校からの連絡をお待ちください。

警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、これまでと変わりません。

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪	自宅待機
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪	自宅待機
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪	通常登校

※暴風・大雪・暴風雪警報のいずれか1つが出ている場合は自宅待機
※波浪警報の場合は通常の活動となります。

2. 激しい雷雨・遠くの雷への対応

「雷は遠くで鳴っていても、突然近くに落雷する危険」があります。朝7時の時点で「雷注意報」であっても、外からゴロゴロと音が聞こえるなど、登校が危険と判断される場合は無理に登校させないでください。

学校の基準に関わらず、ご家庭の判断で自宅待機（登校時間を遅らせるなど）**としていただいても構いません。その場合は必ず学校へご連絡をお願いします。

！ 注意！

- ・「湘南地方に発令」と報道される場合がありますが、この場合、「藤沢市」に発令されているとは限りません。
- ・不明な場合は学校までお問い合わせください。

以下の点にご留意ください。

- 1 自宅待機となる場合は、**すぐーる**等を使って連絡をいたしますが、状況によっては連絡が登校時間に間に合わない場合もあるかと思えます。前述の警報等が出ている場合は必ず自宅待機となりますので、**すぐーる**が届かない場合も、**ニュース等で情報を確認してご判断ください**。
- 2 1の連絡後、状況の把握をして再度**すぐーる**により登校時間等の連絡を行います。

連絡メール 「例」 『本日は、〇時の始業とします。気をつけて登校してください』 『本日は、臨時休校とします』

- 3 朝7時を過ぎて警報が発令された場合にも、登校前であれば「1」と同様に判断してください。
- 4 電話が込み合いますので、学校への電話による問い合わせはできるだけお控いただき、**すぐーる**をお待ちください。
- 5 警報の発令がなくても、ご家庭で危険と判断された場合は登校を見合わせてください。その場合は、必ず保護者から学校に連絡して下さい。遅刻欠席等の扱いについては配慮いたします。

3. 大地震発生時、大津波警報発表時の対応

① 大地震発生時（藤沢市で震度5弱以上）

	対応および生徒の動き
登校前	休校
登下校時	生徒は家庭、学校、避難場所等安全な場所へ避難する。
在校時	生徒は安全が確認されるまで学校待機とする。 ※安全が確認された段階で正常な授業の再開ができないと判断した場合、保護者が保護者に準ずる大人への引き渡しとする。
在宅時	休校

※ 保護者に準ずる大人とは、「緊急引き渡しカード」に記載された“引き渡し人”のことを指します。原則として、“引き渡し人”に記載のない方への引き渡しはできません。

※ 登校再開の指示は学校より連絡メール等を使って行うが、不通の場合は臨機応変に対応します。

※ 交通機関の利用者、留守家庭等の生徒のうち帰宅できないものについては状況を判断し、学校が保護します。

② 大津波警報発表時

生徒在校時に大地震の発生し、大津波警報が発表された場合、次の対応をします。

- (1) 揺れが収まり、校舎の安全を確認後、校舎の上層階で待機する。
- (2) 警報が解除された段階で、保護者または保護者に準ずる大人が引き取りに来るものとする。
- (3) 第一中学校区については、津波災害警戒区域には該当しないため安全が確認できた場合、生徒を下校させることがある。

※一中の標高 … 海拔 10.5m 、校舎の高さ … 3階までは 18.1m

問い合わせ先
藤沢市立第一中学校
0466 (25) 3100

